

食品ロス削減・プラスチックごみ削減に取り組む

プラスチックごみ削減

プラスチック使用製品（スプーン等）の要否の確認

ここに記載の取り組みは

一例です。詳しくは裏面の

認定申請書をご覧ください。

尼崎市シティプロモーション

マスコットあまっこ

食品トレイなどの店頭回収

消費期限・賞味期限が

近い商品の値引き

料理の量の調整

食品ロス削減



**【対象】　尼崎市内で営業する飲食店や小売店、宿泊施設など**

**【申請方法】　申請書（裏面参照）で申込み（メール、FAX、郵送）**

**【申請先・お問い合わせ先】**

〒660-0842　兵庫県尼崎市大高洲町８番地

尼崎市役所　経済環境局　環境部　資源循環課

電話番号（TEL）　06-6409-1341　　ファクス（FAX）　06-6409-1277

メール　　　　　 ama-gomigen@city.amagasaki.hyogo.jp

認定は簡単！お店の状況にあった

「食品ロス削減」または「プラスチックごみ削減」の取組が

１つでもあればOK！

★尼崎**市のHPなど**でお店を紹介します！

★お店のごみが減らせます！

◎推進店でのキャンペーン等の実施も検討していきます！！

「もったいない！あまがさき 推進店」を募集しています！

「もったいない！あまがさき 推進店」に認定されると

「もったいない！あまがさき 推進店」認定申請書

令和　　年　　月　　日

尼　崎　市　長　あて

「もったいない！あまがさき 推進店」認定制度実施要綱に基づき、認定を申請します。

基本情報（店舗が複数ある場合は、別途一覧表を添付してください。）

|  |  |
| --- | --- |
| * 店舗等名　※1
 |  |
| 代表者等名（店長名等） |  | * 電話番号
 |  |
| * 店舗等所在地
 | 〒　　　―　　　 | 尼崎市 |
| * ＨＰアドレス
 |  |
| 担当者 | 担当者名 |  | 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |
| * 下記の該当するジャンルに✔をつけてください。（複数選択可）
 |
| □居酒屋・バー　　□一般食堂・レストラン　　□和食　　□洋食　　□イタリアン　　□フレンチ　　　□中華料理　　□寿司　　□ラーメン　　□そば・うどん　　□焼肉・韓国料理　　□ホテル・旅館　　□カフェ・パン・スイーツ　　□スーパーマーケット　　□コンビニエンスストア　　□学校　　□従業員用食堂　　□弁当・惣菜販売　　□その他（　　　　　　　　　　） |
| * 取組項目（該当する全ての取組に✔をつけてください。複数回答可）
 |
| 食品ロス削減 | プラスチックごみ削減 |
| * 1.料理提供量の調整
* 2.宴会等における食べ残し削減に向けた啓発活動の実施
* 3.食べきれなかった料理の持ち帰りに対応
* 4.料理を食べきった方への特典付与
* 5.調理時に食材を使い切る工夫
* 6.内容や量が分かりやすいメニューの作成
* 7.食品ロス削減に関するアプリ等を利用した取組
* 8.フードドライブの実施やフードバンク等の支援
* 9.商慣習等の見直しによる食品ロス発生の防止
* 10.在庫管理や発注数等の精度向上
* 11.賞味期限・消費期限が間近な商品の値引き販売の促進
* 12.量り売りや小分け売りの実施
* 13.社員や来店者等への食品ロスに関する啓発や情報発信
* 14.その他
 | * a.プラスチック使用製品（スプーン等）の有償化や廃止
* b.プラスチック使用製品（スプーン等）を提供する際の意思確認や受け取らない消費者へのポイント付与
* c.プラスチック製容器・包装の簡素化
* d.プラスチック製容器の詰め替え製品の使用
* e.マイバッグ・マイボトルの使用促進
* f.再生材やバイオマスプラスチック等の代替品の使用
* g.再生材やバイオマスプラスチック等の代替品の製造・販売
* h.プラスチック使用製品の軽量化
* i.長期間使用できるプラスチック使用製品の製造
* j.食品トレイ等の店頭回収
* k.プラスチックハンガーや緩衝材等のリユース・リサイクル
* l.自ら製造・販売したプラスチック使用製品の自主回収
* m.社員や来店者等へのプラスチックごみに関する啓発や情報発信
* n.その他
 |
| ポスター・ステッカー必要枚数（１店舗につき、上限各３枚）　※１店舗につきポスター・ステッカーを１枚ずつ送付いたします。２枚以上必要な場合は、必要枚数をご記入ください。 |
| ポスター（Ａ３判）　食品ロス削減用【　　　】枚　　　　　　　プラスチックごみ削減用【　　　】枚 | ステッカー（10cm×10cm）　【　　　　】枚 |

※★の登録内容は尼崎市ホームページに掲載させていただきますので、ご了承ください。

**■誓約事項　　次の内容を読み、確認の上、□内にチェックしてください。**

□

尼崎市暴力団排除条例(平成 25 年尼崎市条例第 13 号。以下「条例」という。)を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約します。

○ 誓約事項

１　暴力団(条例第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ)、暴力団員(同条第３号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団密接

関係者(同条第４号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ)に該当しないこと。

２　１の該当の有無を確認するため、尼崎市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出すること。

３　本誓約文及び役員名簿を尼崎市が兵庫県警本部に提出するのに同意すること。

詳しくはこちら